解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

静岡市葵区流通センター一の一　魚市静岡魚市株式会社内

社団法人静岡県魚市場協会

代表清算人　白井　康晴

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日寄付行為の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

静岡県伊豆市上船原一四〇八番地の一

財団法人上船原振興会

清算人　落合　正幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

鳥取県米子市加茂町一丁目二二番地

医療法人社団鈴木歯科医院

清算人　鈴木　信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

徳島市南出来島町一丁目三二番地

社団法人徳島雇用支援協会

清算人　伊藤晴一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

香川県高松市古新町一番地八

特定非営利活動法人蒼樹

代表清算人　喜田里津子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

香川県高松市西宝町二丁目六番四〇号

財団法人高松教育振興会

清算人　山本　正幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

沖縄県名護市宮里六丁目一番八号真栄田ビル一Ｆ

医療法人よなみね歯科

清算人　與那嶺　修

配当公告

東京都豊島区南池袋三丁目一一番八号

破産者　株式会社キンカ堂

右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第三〇二一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金二二二、七〇二、七五三円

一般債権　金一、三一八、七三〇、五五五円

一、配当することのできる金額

優先債権　金二二二、七〇二、七五三円

一般債権　金三九四、〇六七、八三七円

平成二十三年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目八番七号福岡ビル七階

破産管財人　加茂　善仁

配当公告

破産決定時の住所福岡県大牟田市大字草木三六四番地一、現住所福岡県大牟田市天神町三番地一

破産者　西山　和男

右の者に対する福岡地方裁判所大牟田支部平成十五年（フ）第四〇四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四三、九七七、〇一四円

一、配当することのできる金額

金九、四五三、九六七円

平成二十三年四月二十八日

福岡県久留米市日吉町二三の三メディア七ビル六階

破産管財人　椛島　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道茅部郡鹿部町字出来澗二二番地、最後の住所北海道茅部郡鹿部町字本別三三番地

被相続人　亡　内野要太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

北海道函館市山の手一丁目一八番三号

事務所　北海道函館市新川町一八番一二号

相続財産管理人弁護士　嶋田　敬昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町船越第一九地割七三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山﨑　正好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

岩手県下閉伊郡山田町八幡町四番一〇号

相続財産管理人　司法書士　田代　省平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市古川西館一丁目二九番地五、最後の住所宮城県大崎市古川城西一丁目六番一二―二号　被相続人　亡　田村　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

事務所宮城県大崎市古川駅南三丁目一三番二号

相続財産管理人　弁護士　冨田　成人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市相川板町八番地、最後の住所新潟県佐渡市相川大浦五三三番地二大浦の里　被相続人　亡　松榮　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

新潟県佐渡市石田四九九番地九

相続財産管理人　中野　良一

第５期決算公告

平成23年4月28日

東京都中央区八重洲一丁目２番１号

株式会社ジェイバード・アセット・ファンディング・ツー

代表取締役　内山**隆**太郎

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,129	流動負債	9,400
固定資産	5,277	**負債合計**	**9,400**
		株主資本	6
		資本金	1
		利益剰余金	5
		その他利益剰余金	5
		（うち当期純損失）	(3)
		純資産合計	**6**
資産合計	**9,407**	**負債・純資産合計**	**9,407**